

設 計 書

道路維持修繕工事

課 長		課 補 長 佐		課 補 長 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 4 月 日					工 事 概 要	○ゼミ佐潟線 施工延長 L=34.0m 土工 1式 法面工 1式 雑工 1式				
工 事 番 号	年 第 号										
河 川 各 路 線 名	市道 ゼミ佐潟線										
施 行 位 置	阿久根市 波留 地内										
工 事 名	令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事										
工 期	日間 125日間 まで	施 行 方 法	直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度 7	会 計		款		項	目		節		
	区 分		金 額			摘 要					
	設 計 額		円								
其 の 他	市道ゼミ佐潟線については、道路法面が風化岩であることから風雨により小規模崩壊を繰り返しており、通行に支障をきたしていることから、モルタル吹付により法面を保護し利用者の安全を図るものである。										

費 用	金 額	備 考
事 業 費		
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 消費税等 円 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用地費 及び 補償費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

設計概要

[illegible]

工 事 設 計 書		
設計書総括情報		
事 務 所 名	阿久根市	
設 計 書 名	実施設計書	
事 業 名	道路維持修繕事業	
積算総括情報		
諸 経 費 体 系	A 公共	
適用単価区分	1 実施単価	
単価適用地区	31 北薩③	
単 価 適 用 日	0 令和 7 年 4 月 1 日	
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】	【 前 世 代 】
前払率 (%)	0 0 % (前払金保証対象外)	
工種	0 4 道路改良	
施工地域	0 6 一般影響有り(2)その他	
現場環境改善費	0 7 計上無し	
消費税税率	0 4 消費税税率：1 0 %	
契約保証	0 3 無保証	

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
土工	レベル1						Y1000
	土砂掘削（上記以外(小規模)）						SQZ001 0
	標準	10		m 3			施工内訳0-0001号表
	残土運搬(小規模) 運搬距離2.5km超3.5km以下, DID無し 積込:バックホ山積0.28m3(平積0.2m3)						SQZ002 0
		10		m3			施工内訳0-0002号表
法面工	レベル1						Y1271
	切土部法面整形 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 現場制約無し						SQZ029 0
		120		m ²			施工内訳0-0003号表
	法面伐採工						V0002 0
		1		式			施工内訳0-0004号表
	モルタル吹付工 吹付厚 8 c m 1 0 0 m ² 以上 2 5 0 m ² 未満						S8425 0
		125		m ²			施工内訳0-0005号表
雑工	レベル1						Y1154

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（9.3）km D. T 4 t 積						S2585 0
	1		台			施工内訳0-0006号表
処分費（直工内）						#0042
建設発生土						F0001 0
	10		m3			
産業廃棄物受入料 伐木 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む						S9910 0 *
	3		t			施工内訳0-0008号表
直接工事費						
共通仮設費（ 率分）						
			式			
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費計							
工事原価							
一般管理費							
契約保証費				式			
一般管理費等計				式			
工事価格							
消費税相当額							
				式			
請負工事費							
工事価格計							

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税相当額 計							
				式			
請負工事費計							

土砂掘削（上記以外(小規模)）

SQZ001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 標準 市場単価構成比： 標準単価： 1 m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
バックホウ（クローラ型）[標準型] 排ガス2次 山積0. 2 8 m 3			バックホウ 山積0. 2 8 m3 クローラ型 [標準型・排ガス2次]		MB402P
運転手（特殊）			運転手（特殊）		R1400
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

土砂掘削（上記以外(小規模)）

SQZ001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 標準
市場単価構成比： 標準単価： 1 m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
A=1 E=7 土砂 標準			B=5 I=1 上記以外(小規模) Ⅱ-1-②-7		

残土運搬(小規模)
運搬距離2.5km超3.5km以下, DID無し
機械構成比: 労務構成比:

SQZ002
積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)
材料構成比:

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

1
m3 当り
標準単価:

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=17 2.5km超3.5km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

切土部法面整形
れ質土、砂及び砂質土、粘性土
機械構成比：

SQZ029
現場制約無し

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

労務構成比：材料構成比：市場単価構成比：標準単価：1 m² 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
バックホウ賃料 山積0.8 m3			バックホウ クローラ型 山積0.8 m3		T0456
普通作業員			普通作業員		R0200
運転手 (特殊)			運転手 (特殊)		R1400
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002

切土部法面整形
ㄥ質土、砂及び砂質土、粘性土
機械構成比：

労務構成比：

現場制約無し

材料構成比：

SQZ029

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

1
標準単価：

m² 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=2 切土部 D=2 ㄥ質土、砂及び砂質土、粘性土			C=2 無し E=1 II-2-①-4		

法面伐採工

V0002

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0004号表

頁0-0013

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
法面工	4	人			R0500
普通作業員	2	人			R0200
*** 単位当り計 ***	1	式			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
モルタル吹付工 厚 8 cm	100.00	m ²			T8409 市場単価
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=4 吹付厚 8 c m C=1 制限しない場合 F=1 VI-2-④-1			B=4 1 0 0 m ² 以上 2 5 0 m ² 未満 E=1 通常の場合		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック 運転費 4 t 積級	0.90	h			S0010 施工内訳0-0007号表
*** 単位当り計 ***	1	台			
A=2 D. T 4 t 積 C=4.8 運搬状況による係数（β） E=1 参-共-11			B=9.3 運搬距離（片道：k m） D=1 良好な作業		

ダンプトラック 運転費
4 t 積級

S0010

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0007号表

頁0-0016

1 h 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級	1	時間			M1004
ダンプトラックタイヤ損耗費 4t積級 良好	1	時間			MS023
軽油	5.400	L			T0002
運転手（一般）	0.17	人			R1500
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	h			
A=2 4 t 積級 C=1 良好（舗装道）			B=11 補正なし D=4 潮待割増なし		

産業廃棄物受入料
伐木

S9910
産業廃棄物税上乗せ相当額を含む

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0008号表

頁0-0017

1 t 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物受入料	1.00	t			
*** 単位当り計 ***	1	t			
A=5 産業廃棄物木くず C= 受入料金（円／単位）			B=2 t 当り		

入力データ一覧表

頁0-0018

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y1000	土工 レベル 1			
SQZ001	土砂掘削（上記以外(小規模)）	10 m ³		A=1, B=5, E=7, I=1 A=土砂, B=上記以外(小規模), E=標準, I=Ⅱ-1-②-7
SQZ002	残土運搬(小規模) 運搬距離2.5km超3.5km以下, DID無し	10 m ³		A=2, B=5, C=1, D=1, E=17, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³), C=土砂(岩塊・玉石混り 土含む), D=無し, E=2.5km超3.5km以下, G=Ⅱ-1-②-13
Y1271	法面工 レベル 1			
SQZ029	切土部法面整形 れき質土、砂及び砂質土、粘性土	120 m ²		A=2, C=2, D=2, E=1 A=切土部, C=無し, D=れき質土、砂及び砂質土、粘性土, E=Ⅱ-2-①-4
V0002	法面伐採工	1 式		
S8425	モルタル吹付工 吹付厚 8 c m	125 m ²		A=4, B=4, C=1, E=1, F=1 A=吹付厚 8 c m, B=1 0 0 m ² 以上 2 5 0 m ² 未満, C=制限しない 場合, E=通常の場合, F=Ⅵ-2-④-1
Y1154	雑工 レベル 1			
S2585	ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（9.3）km	1 台		A=2, B=9.3, C=4.8, D=1, E=1 A=D. T 4 t 積, B=運搬距離（片道：k m）, C=運搬状況による係 数（β）, D=良好な作業, E=参-共-11
#0042	＊処分費（直工内）＊			
F0001	建設発生土	10 m ³		
S9910	産業廃棄物受入料 伐木	3 t		A=5, B=2, C= A=産業廃棄物木くず, B= t 当り, C=受入料金（円／単位）
G0000	＊＊直接工事費＊＊			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		

入力データ一覧表

頁0-0019

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 値 条 件 名 称
G1000	＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊			
G2000	＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	＊ ＊ 現場管理費計 ＊ ＊			
G4000	＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	＊ ＊ 一般管理費等計 ＊ ＊			
G4800	＊ ＊ 工事価格 ＊ ＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊ ＊ 請負工事費 ＊ ＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

登録単価一覧表

頁0-0020

[illegible]

機 労 材 集 計 表

頁0-0021

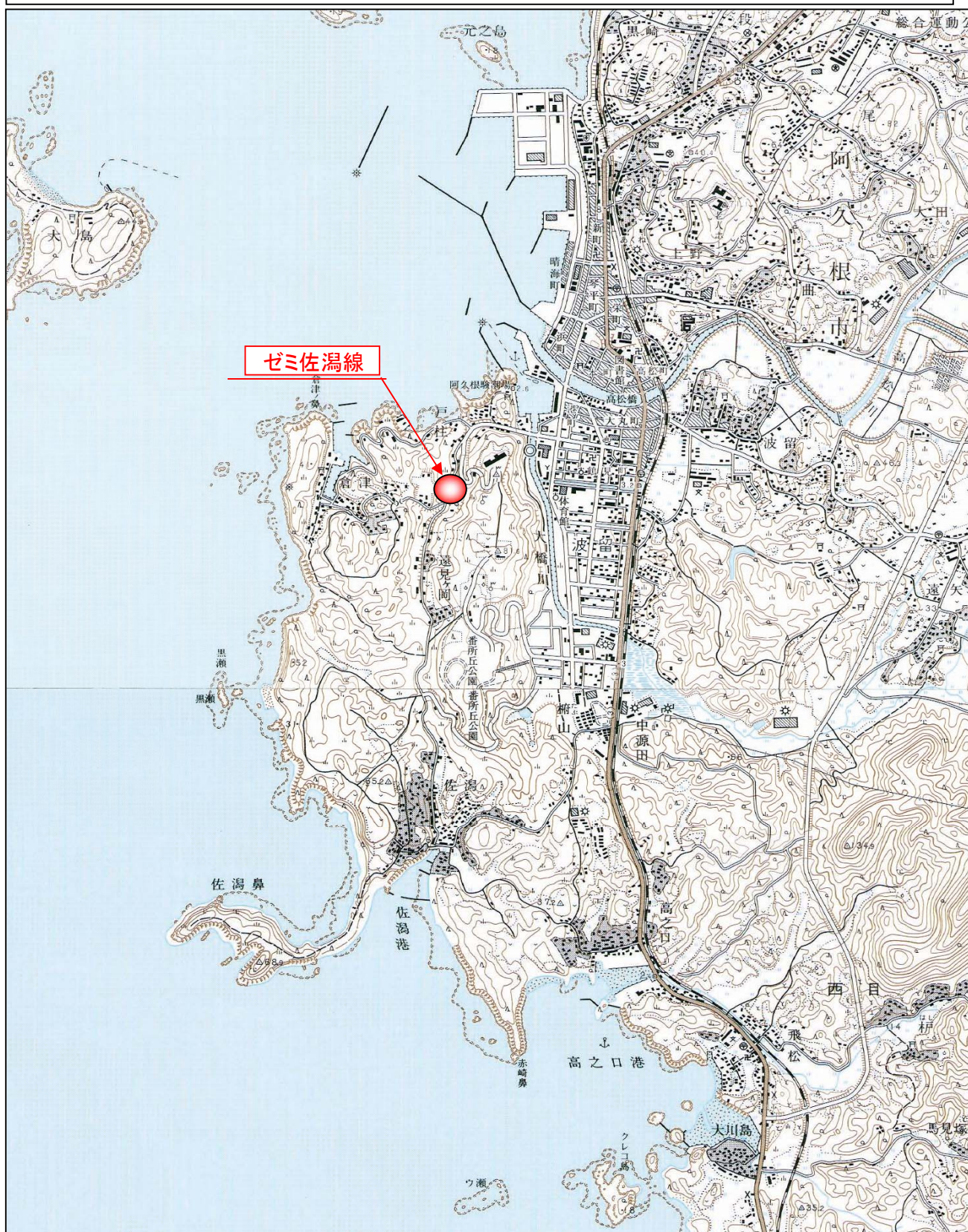
項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1004	191		0.9000	時間	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	M1004P	191		0.5000	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
3	MB402P	190		0.4000	供用日	バックホウ (クローラ型) [標準型]	掘削・積込機械等
4	MS023	191		0.9000	時間	ダンプトラックタイヤ損耗費	運搬・荷役機械等
5	R0200	202		3.2000	人	普通作業員	労務単価
6	R0500	202		4.0000	人	法面工	労務単価
7	R1400	202		1.5000	人	運転手 (特殊)	労務単価
8	R1500	202		0.5530	人	運転手 (一般)	労務単価
9	R2500	202		1.2000	人	土木一般世話役	労務単価
10	T0002	221		103.2600	L	軽油	3-1 燃料類
11	T0456	382		1.2000	日	バックホウ賃料	建設機械賃料
12	T8409	333		125.0000	m ²	モルタル吹付工	市場単価 (14) 法面工

工事数量総括表

令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事

工 種	細 目	規 格・計算式	設計数量	単 位	備 考
土 工			1	式	
	掘削	小規模12.4	10	m3	図面より
	残土運搬	残土 ゼミ佐潟線 ～ L=3.5km12.4	10	m3	〃
法面工			1	式	
	法面整形	124.9	120	m2	図面より
	法面伐採工	1.0	1	式	見積り
	モルタル吹付工	t=8cm アンカー打設、水抜パイプ設置含む124.9	125	m2	図面より
雑工			1	式	
	伐木・除根運搬	ゼミ佐潟線 ～L=9.3km3.4	3.0	t	図面より
	産廃処理	木くず3.4	3.0	t	〃
	土砂処分費	12.4	10.0	m3	〃

令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事
位置図 S=1:25,000



特 記 仕 様 書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工 事 名：令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事
- (2) 工事場所：阿久根市 波留 地内
- (3) 工 期：125 日間

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要項、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」とする。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書
- (2) 土木工事施工管理基準
- (3) 土木請負工事必携
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) 建設副産物摘要処理推進要綱
- (6) 土木工事安全施工技術指針
- (7) その他関係要項、指針及び示方書等

第3条 この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

~~第4条 契約の保証は、当初設計金額が500万円を超える場合、金銭的補償を要す。~~

~~（前払金）~~

~~第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。~~

~~——なお、当初設計において前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。また、本工事は債務負担のため3月中の前払いはできないが、新年度（4月以降）であれば可能である。~~

~~—(工事カルテ作成・登録)—~~

~~第6条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更及び完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、完成時は工事完成後10日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。~~

~~—変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。~~

~~—登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

~~(技術者)~~

~~第7条 請負者は、測量・調査・施工管理及び検査のために専属して経験のある技術者を常に配置し、監督職員の指示に応じなければならない。~~

~~(監理技術者)~~

~~第8条 本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者とする。なお、平成16年2月29日以前に監理技術者証を交付された者は対象外とする。~~

~~(監理技術者等の選任を要しない期間)~~

~~第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。~~

~~2 工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。~~

(配置技術者等の途中交代)

第 10 条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- ・ 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

2 前 1 項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第 11 条 現場代理人は現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内でほかの同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営及び取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続及び後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

2 発注者への報告

前 1 項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐を不要とし、外の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

第 12 条 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する請負者の代理人であるが、次の(1)から(3)及び(7)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負代金額の合計が 8,000 万円未満であること。ただし、設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が 8,000 万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする（現場代理人の負担軽減措置）。その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (4) 兼任できる工事は 3 件。
- (5) 兼任する工事は、工事現場の相互の感覚が概ね直線距離で 10 km 以内の範囲。
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等にあたること。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙 1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等専任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第 13 条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請け工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第 14 条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の(1)から(4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度変更に関する事項について作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

(4) その他監督職員が記載を指示した業務等

(工事の施工)

第 15 条 工事着手にあたっては、地元区長及び近隣住民への周知を徹底すること。

- 2 着工前測量を実施し、その結果を報告するとともに設計図書と相違があった場合は監督員と協議すること。

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第 16 条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

(管内（県内）建設業者の優先使用)

第 17 条 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有するものを使用するよう努めることとする。

- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等付活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(県産資材の優先使用について)

第 18 条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の湯無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7 品 目)	生コン（レディミクストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
---------------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第 1 項で定めた資材業者から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

—(現場発生品)—

第 19 条 ~~下記現場発生品については、監督職員に確認の上、搬入場所へ搬入又はスクラップを行うものとする。~~

資材名	規格	数量	搬入出場所

(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

第 20 条 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法（参考）

工程ごとの作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
木くず	西園機動建設	阿久根市脇本	9.3 km

※ 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

(建設副産物の処理)

第 21 条 建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥（建設発生土は除く。）等）のうち、処分の指定のない無筋コンクリート殻については、30 cm以下に小割し、盛土区間等で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受入条件等を確認し、発注者に報告するものとする。なお、積算に際しては、前条第 1 項第 2 号に示す条件により積算している。

2 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 処分状況等の記録（再生資源利用促進実施書及びマニフェスト（E 票）の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E 票が処分業者から返送されていない場合は、A 票、B 2 票及び D 票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E 票が処分業者から返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

4 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

5 再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

6 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。さらに、利用状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

7 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(産業廃棄物税)

第 22 条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(建設発生土の処理)

第23条 建設発生土の処理（指定処分）

- 1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。
運搬距離：3.5 k m, 運搬先：尾崎技研（阿久根市山下）
- 2) 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3) 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4) 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第 24 条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第 1 号から第 6 号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

~~—(交通誘導員)—~~

~~第 25 条 本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る 1、2 級検定合格警備員、又は交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1 名以上は 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置すること。なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。また、請負者は上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。~~

資格	資格条件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施工）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

（工事の施工）

第26条 本工事の施工にあたっての施工条件は図面や数量表を基にし、施工計画書の作成及び工事施工時において十分留意するものとする。なお、明示されている施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に派生した施工条件についても、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

—（標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種）—
~~第27条 機械掘削におけるバックホウの機械経費（損料）の積算に関しては、第3次基準値により算出している。なお、受注者が第2次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。~~

（床掘及び切土）

第28条 切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。

2 監督職員の承認を受けず切りすぎた土量の増については変更契約の対象としない。

—（盛土及び埋戻）—

~~第29条 盛土は常に型下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。~~

~~2 盛土施工中は常に雨水等による土砂流出を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。~~

~~3 埋戻前に漏水等ある場合は、必ず排水した後に埋戻をしなければならない。~~

—（コンクリート工）—

~~第30条 コンクリートの品質は下記のとおりとする。~~

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所

~~第31条 レディミクストコンクリートの工場は原則としてJISマーク表示許可工場を選定する。~~

~~第 32 条 現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備及び品質管理状態を考慮して選定し監督職員に報告すること。~~

~~第 33 条 レディミクストコンクリートを使用するときは使用に先立ち試験練りを行いその結果を報告しなければならない。なお第 31 条に示すもの以外のものを使用する場合は監督職員の承諾を得ること。~~

~~第 34 条 コンクリート構造物については打設計画を作成し 1 日毎の打設計画管理を行うこと。~~

(セメントモルタル、コンクリート吹付工)

第 35 条 請負者は、セメントモルタル等の吹付けにあたっては、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

2 請負者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付面が給水性の場合は、事前に給水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付厚により土砂が散乱しないように打ち固めなければならない。

3 請負者は、吹付の施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。

4 請負者は、補強用金網の設置にあたっては、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付等により移動しないように法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は 10 cm 以上重ねなければならない。

5 請負者は、吹付けにあたっては法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部から順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けてはならない。

6 請負者は、1 日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工し、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、清掃し、かつ湿らせてから吹付けなければならない。

7 請負者は、吹付仕上げ面及び吹付端部の施工に際しては、速度を遅くして仕上げなければならない。表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はセメントモルタル等が付着するように仕上げなければならない。

8 請負者は、吹付けに際しては、外の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は速やかに取除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。

9 請負者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

10 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔を設計図書によるほか監督職員の指示により施工しなければならない。

11 請負者は、法肩の吹付けにあたっては、地山に巻き込んで施工しなければならない。

12 請負者は、2 m²に1か所程度の割合で水抜きパイプ（V P 50）を取付けなければならない。

13 コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工等の吹付モルタルの配合は以下のとおりとする。

	W／C	C：S：G	C：S
モルタル吹付	45～55%		1：4

~~—（舗装工）—~~

~~第36条 表層工~~

~~— 混合物敷均し後の締固めは振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第37条 上層路盤工~~

~~— 材料まき出し後の締固めは車道部を振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第38条 その他~~

~~— 舗装工は「アスファルト舗装工事共通仕様書」によるものとする。管理基準は「土木工事施工管理基準のアスファルト舗装（簡易舗装）」による。~~

~~—（排水工）—~~

~~第39条 排水工の基礎工は切込砕石（再生材40mm以下）の再生材を使用してタンパーにて十分転圧すること。~~

~~—（環境保全型ブロック積）—~~

~~第40条 環境保全型ブロック積の施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、又は創出すること。~~

~~2 土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻等により水際部を固めない。~~

~~3 水際には発生材により寄せ石及び寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。~~

~~4 周辺環境と調和したブロックを選定し、明度、彩度を抑えテクスチャーを持たせること。~~

(支障物件)

第 41 条 着工前測量により嵩上げ切下げ等が必要なマンホール等については、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

(工事縮減期間)

第 42 条 下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第請負者に通知するものとする。

中止する行事等	中止開始（予定）	中止終了（予定）
お盆	令和 7 年 8 月 8 日（金）	令和 7 年 8 月 17 日（日）
年末年始	令和 7 年 12 月 26 日（金）	令和 8 年 1 月 4 日（日）

(安全管理)

第 43 条 工事施設の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第 44 条 労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。また、労働安全衛生規則「第二編第一二章土石流による危険の防止」の規定を遵守し施工計画書に明記すること。

第 45 条 道路法、道路交通法及び同法施工規則等を遵守し安全対策に努めること。

第 46 条 交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通事故の絶無を期さなければならない。

2 看板は原則として、信号機の下に 1 か所、信号機より 30m 程度手前に 1 か所設置することとし、現場の状況等十分留意のうえ交通安全上必要な措置は講じること。

(書類提出)

第 47 条 下記に示すものは必ず現場代理人か現場監督員が持参のうえ提出するものとし、監督職員の承認を得ること。

(1) 工事契約 30 日以内

ア 請負工事契約約款第 4 条による横線式の工程表

イ 工事施工計画書

工事施工計画書については鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」に準じて作成し、必ず工事概要、工事内容、工事工

程、現場組織、主要機械計画、主要材料、施工方法、測量計画管理、品質管理、出来高管理、写真管理、安全管理、仮設計画及び実施工程表を分かりやすく書きまとめるものとする。

(2) 生コンクリート打設前

生コンクリート使用承認及び配合報告書を提出する。

(3) アスファルト舗設前

アスファルト舗設前においては「基準密度承認願」にて承認を得ること。ただし、同時にマーシャル試験における「配合の承認」「使用骨材の承認」「瀝青材等の品質証明書」等を提出すること。

(4) 特記仕様書に指定していない二次製品の使用前

積ブロック、トラフ等特記仕様書に指定のない場合は必ず使用前に「材料使用の承認」と併せて「配合報告書」「品質証明書」を提出して承認を得ること。

(5) 工事の出来高報告書（工事月報）

毎月末日現在の出来高を作成して毎月5日までに提出すること。

(6) 完成検査前

ア 完成届

イ 提出書類

提出書類については写真整理、出来高管理及び品質管理を「土木工事施工管理基準」に従って順序良く製本しインデックス等を取付けること。特に写真整理については「土木工事施工管理基準」の写真管理基準によって撮影製本するものとする。

ウ 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和4年1月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(7) 検査後

検査写真には検査時における写真の代表的なものを添付する。また、併せて検査における破壊確認の写真、補修完了の写真を対比して添付すること。

(安全管理活動の実施状況報告)

第 48 条 安全管理活動については、実施状況等を毎月工事月報と併せて 2 日までに報告すること。

- (1) 現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施。
- (2) 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月当たり 1 回以上活動。
- (3) 店社パトロールを月当たり 1 回以上実施。
- (4) 安全巡視、TBM、KY等の実施。
- (5) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項についての改善措置。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第 49 条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和 2 年 10 月 13 日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和 2 年 10 月 13 日付け技術管理室長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第 50 条 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(工事等の施工にあたって要する物品等の調達について)

第 51 条 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。

- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り市内業者から購入すること。

~~（工事等における遠隔臨場試行の推進にかかる運用について）~~

~~第 52 条 本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。~~

~~遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。~~

~~遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。~~

~~—なお、遠隔臨場の取り組みを行った場合は、必要となる費用を以下の(1)から(4)により設計変更で計上することとする。~~

~~—(1) 遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。~~

~~—(2) 遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。~~

~~—(3) 遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上する。~~

~~——※ 耐用年数例~~

~~——タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：5年~~

~~——Wi-Fi ルータ等通信機類：10年~~

~~—(4) 情報共有システム（ASP方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。~~

（「週休2日」施行工事について）

第53条 本工事は「週休2日」施行工事の対象である。

2 施行に当たっては『「週休2日」施行工事实施要項』に基づき行うものとする。

3 実施要項は鹿児島県ホームページから取得し、これを準用する。

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第54条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの生息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、生息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土及び樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・燻蒸処理後に搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去及び目視除去後搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業耕作機械の措置

付着土壌の除去及び薬剤処理後搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土及び樹木等の搬入や農・林業耕作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※ 奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）
H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市、南さつま市
H25：霧島市、阿久根市
H26：鹿屋市、姶良市
H29：長島町
R 3：西之表市、中種子町、錦江町
R 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町
R 6：大崎町

材料使用承認願	
工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人
路 線 (河 川)	総 括 監 督 員
工 事 箇 所 名	監 督 員

請負業者名

現場代理人

総括監督員

監 督 員

[illegible]

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

工 事 名			請 負 者 名	
契 約 工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日(日間)			
実 施 日	所要時間	参加人数	実 施 内 容 等	

(注) 実施状況写真は別添のとおり。

工 事 打 合 簿

発 議 者	発注者	請負者	発 議 年 月 日	令和 年 月 日
発 議 事 項	指示	協議	通知	承諾 提出 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()
工 事 名			請 負 者 名	
(内 容)				
添付図 葉, その他添付図書				
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について	指示 承諾 協議 通知 受理 します。 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 その他 ()	
	請負者	上記について	了解 協議 提出 報告 届出 します。 その他 ()	
		監督職員		令和 年 月 日
		現場代理人		令和 年 月 日

総 括 監督員	監 督 員

現 場 代理人	主 任 技 術 者

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離		①-②	k m
		①-③	k m
		②-③	k m

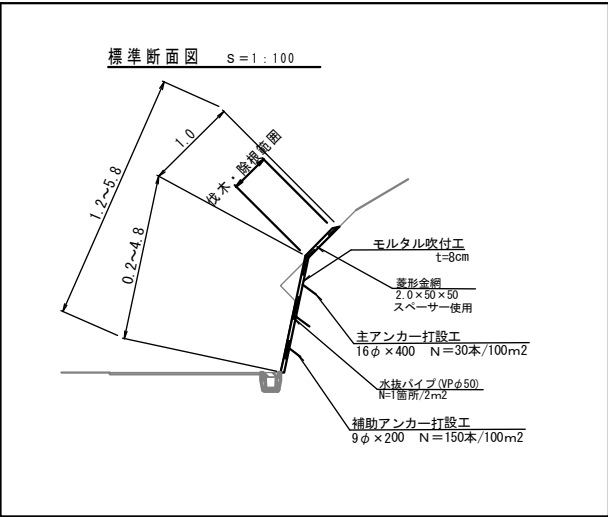
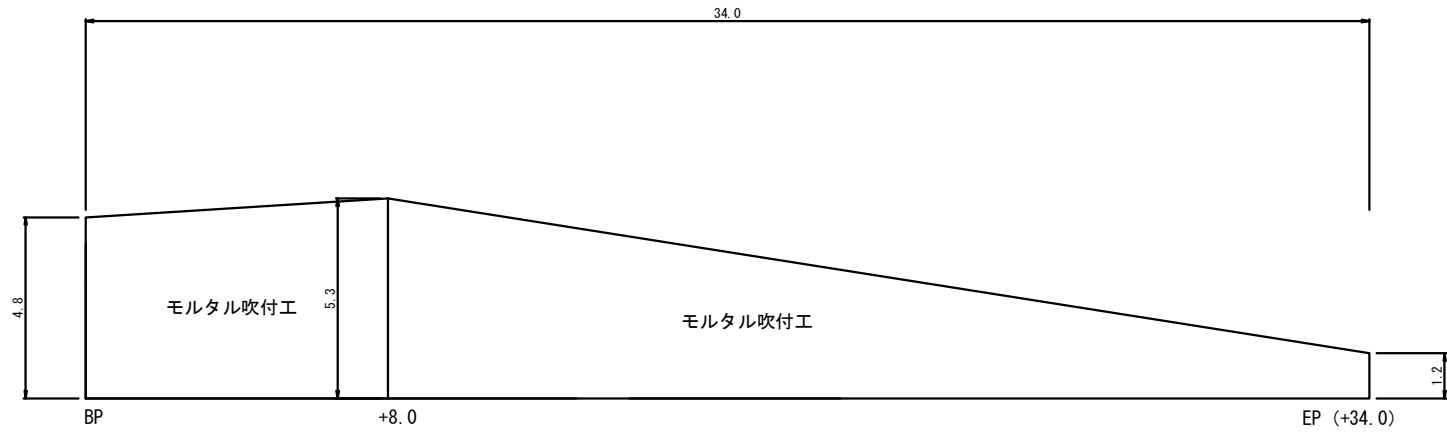
※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）
※兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること
※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事

平面図 S=1:500
市道 ゼミ佐潟線



展開図
S=1:100



数量表

1.0式当り			
種 別	規 格	計 算 式	数量 単位
法面整形		$((4.80+5.30) \times 8.0 + (5.3+1.2) \times 26.0) / 2 = 124.9$	124.9 m ²
法面伐採工			1.0 式
モルタル吹付工	t=8cm アンカー打設含む	$((4.80+5.30) \times 8.0 + (5.3+1.2) \times 26.0) / 2 = 124.9$	124.9 m ²
掘削	法面部 (想定10cm)	$124.9 \times 0.1 = 12.49$	12.4 m ³
残土処分		$124.9 \times 0.1 = 12.49$	12.4 m ³
伐木・除根処分	想定 (範囲の0.5割)	$124.9 \times 0.05 \times 0.55 = 3.43$	3.4 t

実施設計図

阿久根市	
工 事 名	令和7年度 道路維持修繕事業 ゼミ佐潟線 道路改修工事
路 線 名	市道 ゼミ佐潟線
工事箇所	阿久根市 波留 地内
図面種類	平面図、標準断面図、展開図、構造図
縮 尺	各 図 参 照
図面番号	全 1 葉 第 1 号